

### 第3次茨木市男女共同参画計画策定スケジュール

項目	令和4年度											
	令和4年									令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業	→									→		
	計画の骨子案（章立て案、統計等）の検討						計画素案の作成			パブリックコメント募集	策定	
男女共同参画推進審議会	○（委員決定）											
	○（7月：第1回審議会 諮問、計画の骨子の検討）											
	○（10月：第2回審議会 素案検討）											
	○（12月：第3回審議会 素案検討）											
	○（2月：第4回審議会—PC結果に基づき素案&答申検討）											
	○（2月：答申決定）											
庁議 （男女共同参画推進本部会議）	○（12月：第1回本部会議 概要説明）											
	○（2月：第2回本部会議）											
	○（12月：第1回幹事会 概要説明）											
	○（2月：第2回幹事会 PC説明）											

**【備考】**

<p>[※1] 茨木市男女共同参画推進本部 （要綱に基づく庁内組織）</p>	<p>本部長：市長 副本部長：市民文化部担当副市长 本部長：副市長 水道事業管理者 教育長 市理事 議会事務局長 総務部長 危機管理監 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長 子育て部長 産業環境部長 都市整備部長 建設部長 会計管理者 消防長 水道部長 教育委員会教育総務部長 同学校教育部長 部に理事を置くときは当該部の理事 所掌事項（要綱第3）（1）男女共同参画を推進するための重要事項に係る協議・調整に関する事。 （2）その他男女共同参画施策推進に関する事。</p>
<p>[※2] 茨木市男女共同参画推進本部幹事会 （要綱に基づく庁内組織）</p>	<p>幹事長：市民文化部長 幹事会員：総務課長 危機管理課長 人事課長 政策企画課長 まち魅力発信課長 市民協働推進課長 市民生活相談課長 文化振興課長 人権・男女共生課長 地域福祉課長 障害福祉課長 福祉総合相談課長 健康づくり課長 子育て政策課長 子育て支援課長 保育幼稚園総務課長 商工労政課長 都市政策課長 建設管理課長 議会事務局総務課長 消防本部総務課長 水道部総務課長 教育委員会教育政策課長 同社会教育振興課長 同学校教育推進課長</p>